

日 教 庶 第 5 2 3 号
令和7年(2025年)11月7日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長 白石 高士
(公印省略)

令和7年度第8回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第12号により、下記のとおり令和7年度第8回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)11月13日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第31号 日野市奨学金条例にかかる意見具申について
- 第32号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第33号 日野市小中学校学習用端末の買入れについて
- 第34号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第35号 学校運営協議会委員の任命について

請願

第7-8号 経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願

報告事項

第25号 行政情報の公開請求

議案第31号

日野市奨学金条例にかかる意見具申について

上記議案を提出する。

令和7年11月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

高校生等を対象として支給している日野市奨学金について、高校授業料の無償化等、高校生世代への支援制度が拡充したことに伴い、本条例について意見具申をするものです。

非公開

議案第 32 号

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 7 年 11 月 13 日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

次期学習指導要領に関して議論を行っている中央教育審議会 教育課程企画特別部会において、「余白の創出を通じた教育の質の向上」について論点整理が進んでいることを受け、年間の標準総授業時数を確保しながら、教師と子供の双方に余白を創出し、より豊かな教育活動の実現につなげることを目的に市立小中学校の第 1、第 2 学期及び夏季休業日を改正するものです。

教育委員会規則第 号

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「8月24日」を「8月31日」に、「8月25日」を「9月1日」に改める。

第4条第1項第1号中「8月24日」を「8月31日」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
目次 略 第1条、第2条 略 (学期) 第3条 略 第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで 第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日) 第4条 略 (1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日</u>まで (2)～(4) 略 2 略 第5条 以下略	目次 略 第1条、第2条 略 (学期) 第3条 略 第1学期 4月1日から<u>8月24日</u>まで 第2学期 <u>8月25日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日) 第4条 略 (1) 夏季休業日 7月21日から<u>8月24日</u>まで (2)～(4) 略 2 略 第5条 以下略

議案第33号

日野市小中学校学習用端末の買入れについて

上記議案を提出する。

令和7年11月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市小中学校学習用端末の買入れを実施するにあたり、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについて、令和7年第4回日野市議会定例会において議案が提出されるため。

非公開

議案第34号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年11月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第35号

学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年11月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命を行うものです。

学校運営協議会委員の任命

<<日野市立仲田小学校>>

任命・解任等の別	任命・退任の日	任期	氏名	住所	備考	任命・解任等の理由
任命	令和7年 11月13日	自:令和7年11月13日 至:令和8年3月31日	清水 緑子	日野本町 7-5-23(勤)	ひの児童館 館長 (関係行政 機関の職員)	関係行政機関 との連携強化 のため

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

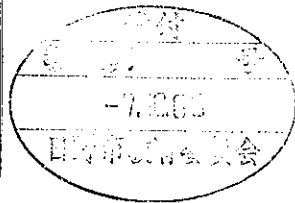
- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

請願審査

請 願 番 号	請願第7－8号
受 付 年月日	令和7年10月9日
件 名	経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願
請願者 住 所 氏 名	

経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れられないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と具体的事実

後日PDFを添付しメールする月刊『紙の爆弾』2025年11月号の4頁建て記事の、——経団連の教育改革『提言』～加盟企業社員の学校派遣～軍需産業が参入しないか要警戒——等が要点である、教育ジャーナリスト・永野厚男さんの取材・執筆記事を、ご覧頂きたい。

この記事にある通り、自民党という特定の保守政党の支持団体であり、加盟社の大多数が大企業である日本経済団体連合会(経団連)は2月18日、提言『2040年を見据えた教育改革～個の主体性を活かし持続可能な未来を築く』(以下、『提言』)を公表した。「本提言において(略)経済界が必要と考える2040年を見据えて必要な教育改革を提言し、政府をはじめ関係各方面に対し、速やかに改革に着手するよう求める」と明記。文部科学省に圧力をかける意図が鮮明だ。現に小路(こうじ)明善経団連副会長(74歳。アサヒグループホールディングス代表取締役社長兼最高経営責任者)は3月25日、『提言』を阿部俊子大臣(66歳)に手交している(文科省HPに写真も掲載)。

『提言』のメインとなる「求められる主要な教育改革」の章立てのうち、初等中等教育は、①好奇心や探究力を育てる個を尊重した教育改革、②教員の負担軽減、③学校における児童・生徒を取り巻く人材の多様化、④入試改革、⑤専門高校(略)における産業人材の育成、の5項を提言している。①②③の主な内容と問題点を暴き出しつつ、必要に応じ対案を提示する。

11月13日(木)午後の定例会で、白石高士教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が、〔1〕後掲の「具体的請願・分析事項」を読み込んで頂き、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようではない、具体的内容に読み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂きたい(副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい。更に、〔3〕月刊『紙の爆弾』25年11月号の4頁建て記事を、本市の全教職員(校長を含む)に、周知等して頂きたい。そして〔4〕以下の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省(大臣と初等中等教育局教育課程課長)にも出して頂きたい。

2 具体的請願・分析事項

2-1 『提言』の内容は産業界の求める人材育成であり、子ども主体ではない。

『提言』の①の項の第1の問題は、書き出しの「産業界では、自ら課題を見つけて解決策を導き出し、行動する力を求めている。そうした人材を育成するには、(略)一律一斉型の教育から、多様性を重視し、コミュニケーション能力や好奇心、探究力を育てる個を尊重した教育への転換を断行すべきである。加えて、自己肯定感が高く、自らにエンジンをかけて前へと推進していく力強い人材を育成する必要がある」という記述だ。

主語は「児童・生徒」ではなく、「産業界」であり、述語は「求めている」「育成する」なのだ。ということは、「経団連等の財界」や「経団連等が支持する自民党の政治家、取り巻きの文部官僚」ら権力者が敷いたルールの上で、「自ら課題を見つけて」「多様性・探究力」等を最大限発揮する人作りであり、子どもの権利条約にあるような、ありのままの子どもを育ち、思想・良心の自由、意見表明権を大切にする教育ではない。

現に経団連に加盟している三菱重工業や川崎重工等の軍需産業に就職した人たちは、防衛省が敵だとする国々の軍人・軍に一般市民まで殺傷する最新の武器(兵器)を研究・開発・製造・納入(販売)しているのだ(特に敵基地攻撃用など)。

こういう平和憲法にも、子どもの権利条約にも、教育基本法の「政治的中立性」にも反する、経団連という組織、そしてその『提言』の内容は、学校教育に取り入れるべきではない。

2-2 文科省が「全小中高校等の教育課程編成に、大綱的基準として法的拘束力がある」と主張する学習指導要領(以下、指導要領)について、『提言』は「単元ごとのポイントを示したシンプルなものにあらため、子どもたちの興味・関心に合わせた学習を行えるよう、教員が判断できる裁量の幅を拡大すべきである」と、あっさり記述するだけ。

その理由は、自民党の政治家と癒着する文部官僚らが、これまでの10年ごとの指導要領改訂で、“国家体制の根幹に関わる部分”は全て、現在の国家権力に都合よい(自民党中心の政権の政策を是とする)記述にしてしまっているからだろう。小学校だけ見ても(高校は『紙の爆弾』18年10月号に詳述)、(1)“国を愛する心情・態度”の教化を前文・総則(全教科に影響あり)・社会・道徳で強制、(2)小6社会で「天皇への敬愛の念」明記、(3)音楽で“君が代”を「発達段階に応じて指導→いずれの学年においても指導→いずれの学年においても歌えるよう指導」と改訂のたびに全体主義化、(4)17年改訂の社会で憲法第9条を学んでいない小4の時点で自然災害への対応名目に、「自衛隊は役立つ」と教え込む改悪。文科省発行の『指導要領解説』は、軍事面を含め「自衛隊は役立つ」と教化する主張も。

こんな一部偏った指導要領通り、教員が無批判に教え込んでしまえば、少なからぬ児童・生徒は18歳選挙権を得た後、「自民党や維新、参政党等の政策が良いから」と、投票してしまわないか、民主主義の危機を感じる。多様性は口先だけだ。

「学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があるものとして扱わなければならない」と明記した、旧西ドイツの「ボイテルスバッハ・コンセンサス」(政治教育の基本原則、76年、『紙の爆弾』19年12月号で詳述)に則り、またリベラル派の政党や平和団体・日本教育学会等の意見を聞き、指導要領のうち、少なくとも①～④の偏向部分は削除させなければいけない。

なお、経団連が第1次安倍晋三政権当時の2007

請願/頁目

年1月1日、当時の御手洗(みたらい)富士夫会長(90歳)名で出した『希望の国、日本』(いわゆる御手洗ビジョン)は、「愛国心」教育を重視し「国旗や国歌を尊重する意識を涵養」も明記している。

2-3 探究的な学びに関連し『提言』は、「日本の教育制度は、教育長、校長が権限を有する分権型であることから、地域の民主主義の中で合意形成を図りながら、他の地方公共団体・学校における好事例も参考に、より良い教育を実践していく必要がある」と述べている。故・家永三郎東京教育大学名誉教授は教育内容に対する国家の介入問題(教科書検定)を巡る裁判で、「国家教育権」ではない「国民的教育権」の大切さを問うた。文科省や教委は教育条件整備に徹し、教育権は教職員や保護者の方にある方が、「地域の民主主義」は進む。

経団連加盟企業は自民党の政治資金団体「国民政治協会」に、毎年24億円もの企業献金を行っている。土倉(とくら)雅和経団連会長(75歳。住友化学株式会社代表取締役会長)は23年12月4日、記者会見で企業献金の是非を問われ、「民主政治を維持しようと思ったら、コストがかかることも事実。企業が政治に寄付することは一種の社会貢献だ。何が問題なのか」と聞き直っている。

本市の教職員は社会や道徳、学活等で「民主主義」を教える時、こういう事実を「反面教師」として、児童生徒に教えてほしい。

2-4 『提言』は教員多忙化の真因、記述せず。

『提言』の②の項の「学校の働き方改革」は、(1)東京都教育委員会のように「教員の在校等時間」を前面に出すのではなく、「教員の業務量削減」を強調。これは一見、評価できるように見える。しかしその具体策は、(2)教育指導以外の業務は他のスタッフ等と連携・分担する体制が整備された『チーム学校』を推進する、(3)保護者を含めた社会の意識改革により、職業としての教員の魅力を引き上げる——しか書いていない。以下、順に分析する。

(1)の教員の働き方改革の業務量削減で、真っ先になくさなければいけないのは、(上級)行政機関からの政治イデオロギー色の濃い調査・報告要求だ。文科省は85年8月28日の日本文部省当時、全国の教育長宛「卒業式等での日の丸掲揚・君が代斉唱徹底通知」を発出以降、しつこい調査を続けたが、全国の公立学校でほぼ100%になった02年4月の入学式を最後に、調査をやめた。しかし都教委は、今も執拗な調査を毎年3・4月に強行し続けている。また、道徳の教科化前、文科省が作成し全国の教委に配布した副読本『私たちの道徳』について、落選中の下村博文氏が文科大臣当時、3回も配付・使用状況調査を強行した(『紙の爆弾』22年5月号)。調査・報告はいじめ・体罰・不登校等に特化するべきだ。

2-5 前記(2)の「チーム学校」の本当の姿は学校運営を、教職員組合の組織率の高かった頃の「鍋蓋型」(校長・教頭以外はフラットな組織)から、「校長→副校長→主幹教諭→主任(主務)教諭→教諭」という「ピラミッド型」に転換させるもの。同僚性を一層減じ、上意下達の息苦しい組織にしている(『紙の爆弾』17年6月号)。

2-6 前記(3)は、都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」同様、一部のクレーマー保護者だけを問題視している。だが、卒業式等の「君が代」起立・斉唱を生徒にまで

強制する通達を発出したり(自民党の故・古賀俊昭都議の質問を受け、04年3月13日当時の中村正彦・都教育長が)、ある都立高校の文化祭の沖縄戦の展示内容に介入したり等、国家主義政治活動に走るモンスター教委・モンスター校長の意識改革こそ求めていくべきだ(『紙の爆弾』7月号)。

2-7 外部人材、軍需産業の社員や自衛隊員は受け入れるな。

『提言』の③の項は、「各教育委員会は(略)特別免許状の授与や特別非常勤講師制度の活用を促進することで、民間企業等外部人材受け入れの充実に努めるべきである。一方企業には、従業員が校長・副校長や教職員として活躍できるよう、副業・兼業制度や学校現場への在籍型出向の導入を検討すべき」と主張。だが、特に民間人校長については問題点を指摘する人は多い。

教員免許状を持たない外部人材が小中高校等で教えることは、既に24年12月25日、中央教育審議会総会で阿部俊子文科大臣が当時の荒瀬克己会長(72歳)に諮問している。

諮問を受けた中教審は9月19日の第155回教員養成部会で、「就職氷河期の世代の採用等を鑑みて、教師の中途採用拡大や、民間企業に在籍しながら学校に勤務するような形態も視野に入れていく必要あり」等記述した『論点整理案』を決定した。

また8月7日の第153回教員養成部会で、文科省教育人材政策課は経団連の長谷川知子常務理事を招き、同じく経団連の教育・大学改革推進委員長であり中教審会長でもある、橋本雅博住友生命保険相互会社取締役会長(69歳)と共に、「経団連加盟企業の学校への社員派遣の実績」等を大宣伝させてしまった。

本会は、ICT・金融・環境教育や物作り等の分野に限れば、また1~3コマ程度の時間だけなら、該当教科の担当教員立ち会いのもと、民間企業(大企業でなく、中小企業が適切)の社員がゲストティーチャーとして、小中高校等で専門分野を教えることは可と考える。しかし、教員免許状を持たない社員が長期間、また政治色の濃い分野まで教えるとなると、絶対に反対だ。

経団連に多く加盟している軍需産業の社員、あるいは現・元自衛隊員(定年退職が他の公務員より若い50歳台)が、堂々と来校し軍事力強化の「必要性」を児童・生徒に説くなどといった事態を招かないよう、また、自民党や維新、参政党等の企む憲法9条改悪の国民投票を政治日程に上ることを望むようなニセ主権者教育にさせないよう、教委や学校管理職は憲法や子どもの権利条約に則った行動をする自覚が必要であり、「出世」志向でない子ども思いの教職員や保護者は文科省・中教審の動向を監視することが必要だ。

2-8 文科省側は、8月7日の第153回教員養成部会に、「多様な専門性や背景を有する人材を獲得するためには、企業や行政機関に在籍しながら教師としても勤務する者を増やしていくことが考えられる(略)」等明記した文書を提出した。

この中の「行政機関」という文言は9月19日の『論点整理案』では消えたので良かったが、今後万一、復活してきたら恐ろしい。「行政機関に在籍する者」が市役所や保健所等の職員であれば良いが、仮に中央省庁の外務省や防衛省の役人であれば、「沖縄・辺野古の新基地建設を含む日米軍事同盟強化や武器輸出、戦闘機共同開発等を是とする偏向教育」を強行しかねないからだ。

251009提出の請願2頁目(了)。

報告事項第25号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年11月13日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	10月21日	10月31日	①屋上防水修繕（日野第七小） ②屋上防水修繕（七生中） ③屋上防水修繕（滝合小） 上記3件の設計金額根拠資料	部分公開